年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認徳島地方第三者委員会分

1.	今回	のあ	つせん	等	の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 1 件

国民年金関係 1件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの

4 件

厚生年金関係 4件

徳島国民年金 事案455

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年1月から54年3月までの国民年金保険料については、 納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要 である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和30年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年1月から54年3月まで

昭和53年10月ごろ、夫が私の国民年金加入手続を行った。

その後、粉ミルク支給制度を利用するため、夫婦でA市区町村役場を 訪れた際、国民年金保険料をさかのぼって納付できることを知り、昭和 54年春ごろ、私がA市区町村役場の窓口において、申立期間の国民年金 保険料20万円を一括して支払った。

申立期間について未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立期間については、記録上、国民年金の強制加入期間であることが確認できるとともに、申立人が申立期間の保険料を一括納付したとする昭和54年は第3回特例納付期間である上、申立期間の保険料をさかのぼって納付したこと、納付の契機等を具体的に記憶しており、申立人が納付したとする保険料額20万円は、申立期間に係る保険料を特例納付等した場合の保険料額とほぼ一致している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保 険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和17年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年10月1日から46年9月8日まで 私は、A事業所に昭和45年10月から51年4月まで勤務し、厚生年金に も加入していた。

しかし、社会保険事務所の記録では、同事業所で昭和46年9月から厚生年金に加入したこととなっており、申立期間の厚生年金記録が無い。申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立事業所の上部機関であるB事業所が保管する昭和46年度「臨時雇用等綴」において、当該年度における申立人の雇用日は、申立人の申立事業所での厚生年金保険の資格取得日同様、昭和46年9月8日であることが確認できる。

また、申立人自身が所持する当時の日記(メモ)などから、申立人が申立事業所で厚生年金保険の資格を取得する以前に、申立事業所において勤務していた可能性は否定できないものの、当時の給与等事務担当者によれば、「臨時職員等を雇い入れた際、本人に対して厚生年金への加入希望を確認し、希望者については加入させていた。」と供述している上、当時の同僚の供述や厚生年金記録等を確認したところ、雇用当初から厚生年金保険に加入していなかった者も確認できることなど、当時、申立事業所では、臨時職員等のすべてを雇用と同時に厚生年金に加入させていたとは限らない状況がうかがえる。

さらに、申立人の申立事業所における雇用保険の加入日は、厚生年金保 険の資格取得日と一致していることが確認できる。

加えて、社会保険事務所の保管する申立事業所に係る厚生年金保険被保 険者原票において、申立期間を含む昭和45年6月2日から申立人が資格取 得した46年9月8日までの期間における資格取得者の中に申立人の氏名は無く、健康保険番号に欠番も無いなど不自然な点は見当たらない。

このほか、申立人が、申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和16年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年5月から33年4月1日まで

私は、昭和32年5月から44年1月までA社で勤務したが、社会保険庁の記録によると、勤務当初の32年5月から33年3月までの厚生年金保険加入記録が無いとのことである。

申立期間も勤務していたことは確かなので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の入社した時期に係る記憶が明確であることや同僚の供述等から、申立人は、申立期間中に申立事業所で勤務していたものと推認できる。

しかし、当時の事業主は、「申立期間当時、社員を入社と同時に厚生年金保険に加入させていたわけではなく、一定期間経過後に加入させていた。」と供述している上、当時の同僚6名への照会結果によると、1年程度の試用期間があった旨の供述や入社時期よりも厚生年金保険の加入時期が遅れている状況が確認できることから、当時、事業主は、必ずしも社員のすべてを入社と同時に厚生年金保険に加入させていたとは限らない状況がうかがえる。

また、社会保険事務所が保管する申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立事業所が厚生年金保険の適用事業所となった昭和29年10月1日から申立人が資格取得した33年4月1日までの資格取得者に申立人の氏名は無く、健康保険番号に欠番も無い。

さらに、当時の同僚からも、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業 主により給与から控除されていたことをうかがわせる供述は得られず、申 立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されて いた事実を確認できる給与明細書等資料や周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険の被保険者として、船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 大正12年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和39年1月24日から40年4月1日まで

② 昭和40年7月19日から同年10月5日まで

昭和39年1月にA社に入社し、申立期間については、同社の子会社であるB社が所有する定期船「C丸」に甲板員として勤務していた。勤務していたことは、私が持っている船員手帳で確認できる。

申立期間については、親会社のA社社員として船員保険に加入していたはずであるので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する船員手帳の記録により、申立人が、申立てどおり、申立期間当時、A社の関連会社であるB社が所有する船舶「C丸」甲板員として、同船舶所有者に雇用されていたことが確認できるとともに、社会保険庁のオンライン記録などから、申立人が、申立期間①直後の昭和40年4月1日から申立期間②直前の同年7月19日までの期間及び41年9月12日から42年11月18日までの期間、B社において船員保険の被保険者であったことが確認できる。

しかしながら、申立人は、「A社において、申立期間当時は船員保険に加入していた。」と主張しているところ、申立人が、申立期間当時、同事業所の社員として在籍等していた事実は確認できない上、社会保険事務所の記録では、同事業所が船員保険の適用事業所となった事実は確認できない。

また、申立人が、申立期間当時に勤務していたB社は社会保険事務所の 記録では、船員保険の適用事業所として確認できるが、同社は既に解散し ており、当時の人事記録等関係資料を確認することはできない上、同事業 所に係る船員保険被保険者名簿で確認できる被保険者は申立人以外全員死亡しており、当時の事情を聴取することはできない。

さらに、申立期間①について、社会保険事務所が保管する船員保険適用 事業所索引簿等において、B社(C丸)の船員保険新規適用日は昭和40年 4月1日であり、同申立期間当時、同事業所は船員保険の適用事業所では なかったことが確認できる。

加えて、申立期間②について、B社に係る船員保険被保険者名簿において、申立人が同申立期間直前の昭和40年7月19日に資格喪失した後、41年9月12日に同事業所で再度資格取得するまでの期間に資格取得した者はいないことなど、申立期間当時、申立人がB社において、船員保険の被保険者であった事実をうかがわせる周辺事情等も見当たらない。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票も確認したが、申立期間①及び②を含む昭和39年1月10日から40年12月6日までの期間の資格取得者の中に申立人の氏名も無いことなど、申立人が申立事業所において、厚生年金保険の被保険者として保険料を事業主により給与から控除されていた事実をうかがわせる事情も見当たらない。

なお、申立人は、所持する船員手帳において、B社が所有するC丸に「昭和39年1月24日雇入」、「40年10月5日雇止」と記載され、それぞれに官庁公認印が押されていることから、申立期間①及び②を含む当該期間のすべてにおいて船員保険の被保険者であったと主張しているが、当該記録は、船員法において海上労働の特殊性を考慮し、労働者保護の実効性を期すため、船員が船舶に乗り込む前に行政庁があらかじめその労働条件の適法性等を確認するために記載させているものであり、雇入年月日及び雇止年月日をもって、直ちに船員保険被保険者資格の取得日及び喪失日の根拠とすることができない。

このほか、申立人の申立期間に係る船員保険料控除について確認できる 関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険の被保険者として、申立期間の保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保 険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和23年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年2月12日から同年3月1日まで 私は、昭和44年2月12日にA社に入社し、同年8月まで勤務したが、 同社での厚生年金の資格取得記録が同年3月1日からとなっている。

A社に昭和44年2月12日から勤務していたことは事実であるので、当該期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人本人が記載した当時の履歴書などから、申立人が申立期間当時、 申立事業所に勤務していたものと推認できる。

しかしながら、申立事業所は既に閉鎖しており、当時の人事記録等資料は保管されておらず、当時の事業主や同僚からも申立人の申立事業所への 入社日、厚生年金保険料控除等に係る供述は得られないことなど、申立人 が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた 事実をうかがわせる関連資料等は確認できない。

また、社会保険事務所のオンライン記録及び申立事業所に係る厚生年金保険被保険者原票を確認したが、申立期間における資格取得者に申立人の氏名は無く、健康保険番号に欠番も無い上、当時の同僚は、「厚生年金については、入社後しばらくして加入した。」と供述するなど、申立事業所では必ずしも社員のすべてを入社と同時に厚生年金保険に加入させていたとは限らない状況がうかがえる。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、 申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を 事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。